

平成 27 年度各部定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 監査期間

平成 27 年 4 月 6 日（月）から平成 27 年 8 月 21 日（金）まで

2 監査の対象

平成 26 年度の財務に関する事務の執行状況等

3 監査対象部局及び日程

別添「平成 27 年度各部定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主眼点

各部定期監査は、平成 26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

第 2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 臨時職員の賃金支出について、勤務日数の実績を誤って記載したため、賃金支給額に過不足が生じていたものがあった。

（税務課、教育指導課、生涯学習課）

イ 専務的非常勤職員の即日帰庁旅費の計算について、運賃や定期券調整、回数券調整等に誤りがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものがあった。

(防災課、文化・交流課、高齢福祉課、生活福祉課、子ども家庭課、都市整備課、みどりと公園課、めぐろ学校サポートセンター)

(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 現金出納簿の記帳について、所管課と収納事務受託者は、それぞれ別々の簿冊に記帳する必要があるが、一冊の簿冊を共有していた。

(人権政策課)

イ インターネット端末からの印刷に係る利用者負担金の歳入調定について、収納があった日ごとに調定を行うべきところ、月単位で調定を行っていた。

(八雲中央図書館)

ウ 不納欠損に係る起案について、意思決定権者は部長であるが、課長が決定していたものがあった。また、高齢福祉課については、債権放棄の手続を行わず、不納欠損決定をしていた。

(高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、子育て支援課、子ども家庭課、保育課、道路管理課)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど

ア 契約の履行上、再委託を行う際に必要な再委託承諾の手続を行っていないもの、再委託承諾の起案処理で契約課への必要的協議を行っていないものがあった。

(スポーツ振興課、戸籍住民課、西部地区サービス事務所、障害福祉課、子育て支援課、環境保全課、学校運営課、めぐろ学校サポートセンター、八雲中央図書館)

イ インフルエンザ予防接種記録票の印刷契約を締結したが、印刷数を誤ったため、追加印刷が必要となり、追加の印刷契約を締結した。この結果、追加契約においては1部当たりの単価が、当初契約における単価の約7倍になっていた。

(碑文谷保健センター)

ウ 物品の購入に当たり、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら、見積書の徴取を1者とすることができます1件当たり5万円未満の契約とし、同日や連日又は短期間に、同一業者や同種の別業者と契約を繰り返して行っていたものがあった。

(総務課、子ども家庭課、教育指導課、八雲中央図書館)

エ 契約依頼で、仕様書を作成していないものが多数あった。

(広報課、総務課、人事課、戸籍住民課、健康推進課、地域ケア推進課、介護保険課、高齢福祉課、生活福祉課、道路管理課、土木工事課、清掃リサイクル課、清掃事務所、学校運営課、めぐろ学校サポートセンター、八雲中央図書館)

オ 見積書を2者徴取とする契約にもかかわらず、1者からしか徴取していないものがあった。

(総務課、生活衛生課、保育課)

カ 10万円未満の委託等契約、30万円未満の工事契約の場合に、見積徴取を1者とする理由について、契約確認票において「緊急対応が必要であるため」を選択しているものの中で、この項目が示す緊急対応には該当しないもののが多数あった。また、見積徴取を1者とする理由が別にあるものがあり、その場合は別項目を選択して理由を記載する必要があったが、記載されていなかった。

(総務課、人事課、地域振興課、税務課、スポーツ振興課、戸籍住民課、東部地区サービス事務所、保健予防課、高齢福祉課、保育課、みどりと公園課、会計課、区議会事務局、教育指導課、めぐろ学校サポートセンター、八雲中央図書館、選挙管理委員会事務局)

キ 契約書の作成に当たり、契約締結に不可欠である契約条項を付していないものや、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないもののが多数あった。

(総務課、人事課、健康推進課、介護保険課、障害福祉課、みどりと公園課、教育指導課、八雲中央図書館、選挙管理委員会事務局)

ク 収去検体の理化学検査委託について、契約では、支払は発生月ごとの完了払となっているが、5月分、6月分、7月分及び10月分を11月に4か月分をまとめて支出していた。

(生活衛生課)

ケ 委託料の支払について、契約に定める支出月より遅れて支出していたものがあった。

(健康推進課、子ども家庭課)

(4) 要綱に基づく業務及び事務処理を誤っていたもの

目黒区庁用車利用要綱第16条第3項の規定においては、運転者は、運転を終了したときは、事後の運転に支障がないように燃料を補給することとされている。

しかしながら、課に配置されている事業専用車の運転において、燃料の不足状況に応じて適時に補給しなかったため、運転中に燃料不足が生じ、運転者による立替払が行われていた。

また、庁用車の運転に当たっては、同要綱第15条の規定に基づき、自動車運転日誌に運転状況を記載し、管理責任者に報告することとなっており、当該日誌には管理責任者である課長及び配車主任である庶務担当係長の押印を必要としている。

しかしながら、当該課においては1年間にわたって課長及び係長の押印をしていなかった。

(生涯学習課)

(5) 入力作業における事務処理を誤っていたもの

ア 公的年金から住民税の特別徴収をしている方について、課税決定入力をする際に、日付を誤って入力したことにより、システム上、課税対象者と判断されず、還付対象者とされたため、既に徴収していた4月分及び6月分を還付していた。誤還付の生じた方は7名、該当年度は26年度課税決定分、誤還付通知額は合計333,600円であった。

(税務課)

イ 介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度に基づく介護サービス費自己負担額軽減分の介護事業者への支払において、事業者の指定口座の登録を誤っていたことにより、本来支払うべき事業者ではなく、別の事業者に支払っていた。支出4回(25年2月、25年4月、27年1月、27年2月)、合計249,720円であった。

(介護保険課)

(6) 事業の決定における事務処理を誤っていたもの

子育てスーパーバイザー派遣事業について、事業実施計画を起案により決定していなかった。また、子育てスーパーバイザー派遣事業及び子育てパートナー派遣事業について、派遣決定の起案を行っていなかった。

(子ども家庭課)

(7) 収納事務委託における事務処理を誤っていたもの

ア 収納事務委託における収入報告について、収納金収入報告書を金銭出納員が作成し部長に報告すべきところ、収納事務受託者が作成した収納金収入報告書を使用し、部長に報告していた。

(人権政策課、戸籍住民課、みどりと公園課、八雲中央図書館)

イ 住民票郵送請求業務委託について、証明書交付手数料の収納事務を含めた業務委託を行っていたが、私人への収納事務委託を行うことの決定がなされていなかった。また、地方自治法施行令第158条第2項及び目黒区会計事務規則第41条第2項の規定に基づく、委託したことの告示及び事務受託者である旨を証する書類の交付を行っていなかった。

(戸籍住民課)

ウ 放置自転車等の撤去保管料の私人への収納事務委託について、事務執行上必要な事項の多くが仕様書に記載されていなかった。また、目黒区歳入の徴収事務受託者等に対する検査要領第3条の規定に基づき、年1回以上行うこととされてい

る収納事務委託の検査を行っていなかった。

(道路管理課)

エ めぐろ区民キャンパス駐車場使用料の収納事務を同施設の維持管理総括委託受託業者に委託していたが、地方自治法施行令第158条第2項及び目黒区会計事務規則第41条第2項の規定に基づく、委託したことの告示及び事務受託者である旨を証する書類の交付を行っていなかった。

(八雲中央図書館)

2 意見・要望事項

指摘事項とするまでは至らないが、改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べることとする。

(1) 共通的事項

ア 賃金等過払い分の返還手続について

非常勤職員の報酬及び臨時職員の賃金の支給の際、過払いが生じたものについて、口座振込の方法により過払い分を返還する場合には、当該職員が振込手数料を負担するよう通知していた。区の事務処理によって過払い分の返還が生じたものであることを考慮し、本人の負担にならない納付書による納付について検討されたい。

(人事課)

イ 契約確認票の様式について

契約確認票について、委託等用の契約確認票中の「予定価格が10万円未満で緊急対応が必要であるため。」及び工事用の契約確認票中の「予定価格が30万円未満で、緊急対応が必要な工事であるため。」の解釈・運用に当たり、目黒区随意契約ガイドラインには、「『緊急の必要』とは、天災地変その他非常緊急の場合である。重要なことは『緊急の必要』があるかどうかということと『競争に付す時間的余裕がない』ことが、客観的な事実に基づいて説明できる場合に限られる。」と記載されている。

のことから、この選択肢は、限定的に適用される取扱いであるので、見積微取を1者とする理由として、安易に選択すべきではない。

そのため、契約確認票が正しく運用されるよう、「緊急対応が必要であるため」を選択する場合には、緊急対応が必要とされる理由を具体的に明記するなど、契約確認票の様式の見直しを検討されたい。

(契約課)

ウ 契約締結における必要書類について

契約締結に当たり、契約条項、暴力団等排除に関する特約条項及び談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項の書類が添付されていない契約が多数見受けられた。

契約事務を担当する職員にとっては、軽微なミスと安易に認識している面があり、契約書等の文書を施行する際の確認が十分に行われていないことがうかがわれた。

これらの書類は、契約に関して相手方の行為を制限する場合や区の意図する行為を遂行する場合等において、契約条項や特約条項の具体的な定めにより、両者の疑義の解消や不正行為の発生の防止等を図るために重要なものである。

また、契約依頼を行う際の仕様書の作成漏れが多数見受けられた。仕様書は、事務処理方法や手順、再委託が可能かどうかなど、区の意思を明確に示すとともに、契約相手方が正確に確認できるようにするために重要なものである。

これらの必要書類の添付等の漏れについては、これまでの各部定期監査においても、指摘を行ってきた事項である。契約に関する書類を漏れなく作成し、相手方と契約を締結することは基本中の基本であり、当該文書の添付等の漏れは許されるものではないと認識するべきである。

適正な契約事務処理を行っていくために、システム運用上、必要な書類が漏れなく作成・添付されるよう改善を図るとともに、管理監督者による指導、確認の徹底や研修の充実に取り組まれたい。

(契約課、ほか該当課)

エ 起案の適正化について

所管課から提出された起案文書の中で、決定区分を誤っているもの、公文書における漢字使用例や送り仮名の付け方などを誤っているもの、書類の様式が異なっているもの、予算上の措置の記載がないもの、補助や確認のために必要な書類の添付がないもの等、基礎的・基本的なミスが見受けられた。

事務事業を執行する際には、事案決定のため、目黒区事案決定手続規程第11条及び第13条から第15条までの規定に基づき、起案文書を作成し、回付して決定することとされている。

起案を作成する際には、上記のような基礎的・基本的なミスを防止するための形式的観点はもとより、法律的観点、行政的観点及び財政的又は会計的観点を踏まえて検討し、必要十分な内容を盛り込み、読んで分かりやすい起案となるよう心掛ける必要がある。

起案の作成・決定に関する職員（起案者、審議者、審査者、協議者、決定権者）は、起案能力の向上、チェック能力の向上に努めるとともに、職員の文書事務能力が向上するよう研修等の充実に努められたい。

(総務課、ほか全課)

オ 個人情報の適正管理について

所管課において、事業該当者から提出すべき個人情報に関わる書類をファクシミリ送信するように求め、受信していた。個人情報の取扱いについては、区が保有

する個人情報を取り扱う場合には、目黒区個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定に基づき、漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講じる必要がある。

本件は、区が当該個人の個人情報を保有する前の段階ではあるが、個人情報を取得する手段としてファクシミリを利用していたものであり、その取扱いには、特段の配慮が必要であったと考える。

職員は、事務執行上、個人情報の保護に留意し、収集方法も含め、適正な管理を行う必要がある。については、個人情報の適正管理の観点から事務執行における個人情報の取扱方法を確認するとともに、マニュアル等の周知徹底及び研修等の充実に努められたい。

(生活福祉課、広報課)

カ 備品の金額基準について

備品の金額基準について、現在2万円以上の物品を備品としているため、備品登録が多くなっている。新たに物品を購入する場合、2万円未満で購入できる場合があり、同種の物品でも備品と消耗品とに分かれるなど物品管理面で煩雑なところがある。備品の金額基準については、自治体で独自に設定できるものであり、他自治体の調査等も行い、基準の見直しについて検討されたい。

(会計課)

(2) 各部局関係事項

ア 企画経営部関係

(ア) 行政評価制度及び公会計制度の取組の推進について

26年度は、緊急財政対策にかかる事務事業見直しの取組の最終年度であることから、事務事業見直しにおいて見直し対象とされた831事業とともに、24年度以降の新規事業及び事務事業見直しにおいて見直し対象外とされた174事業の合計1,005事業について、25年度までの取組状況により、改めてゼロベースで検証し、27年度以降の事業の方向性の評価が行われ、27年3月に「緊急財政対策にかかる事務事業見直し検証結果」として取りまとめられた。

これらの検証結果等を踏まえ、27年3月に改定された行革計画においては、具体的な改革項目として「行政評価制度を活用した効果的・効率的な事業執行の実施」が掲げられた。27年度から、事務事業見直しにかかる課題の整理及び行政評価制度の検証に取り組むとともに、総務省新基準による公会計制度と連携した活用方法を検討し、29年度における試行実施に向けて取り組んでいくこととされている。

区民の安全・安心、保健医療福祉、子育て支援、教育、まちづくり、環境な

どに関する多くの重要課題に的確に対応していくとともに、財政の健全化を着実に進めていくためには、行政評価制度の構築と継続的な実施（P D C Aマネジメントサイクル）による事務事業の不断の見直しが不可欠である。

行政評価制度の構築に当たっては、基本計画において掲げられている基本的な政策の評価等の政策評価とともに、実施計画事業や重点化対象事業等を対象とした事務事業評価を体系化し、できる限り定量的な数値目標の設定及び客観的な評価指標に基づく評価を行うなど、他の自治体の実施例も参考にし、区民にとって分かりやすく、職員の負担も考慮した効果的な制度となるよう、創意工夫を図りながら取り組まれたい。また、総務省新基準による公会計制度との連携・活用に当たっては、事業別、施設別の分析を含め、効果的な評価手法の一環となるよう、組織横断的な観点から十分な検討を望むものである。

(行革推進課、財政課)

(イ) 全序的な情報セキュリティの向上について

区民サービスの向上や業務の効率化を進めるためには、I C T（情報通信技術）の利活用を行う必要がある。しかし、標的型攻撃メール等のサイバー攻撃を受けた国、自治体、企業、団体等が管理する個人情報の流出やホームページの改ざん、システム不具合などが頻繁に発生しており、組織体における事業運営上の深刻な脅威となっている。

区では、26年度において、情報セキュリティの向上を図るため、メール誤送信防止システムの活用及びサイバー攻撃検知通報事業、自動診断システムによる脆弱性診断事業への参加などの技術的対策とともに、職員研修やセルフチェック、内部監査の実施など、職員の認識・意識の向上、チェック体制の整備に努めた。

27年度に入って、7月に標的型攻撃メール対応訓練が実施されたが、送信メールにあるリンク先へアクセスしたもの及び添付ファイルを開封したものの割合が23.8%と高い数値となっており、適切な対応が十分なされているとは言い難い状況がうかがわれた。

今後、28年1月開始予定の社会保障・税番号制度による行政サービスへの対応やコンビニエンスストアにおける住民票の写し等の発行など、I C Tを利活用した行政サービスの拡大と業務の効率化が予定されている。

社会保障・税番号制度に伴うセキュリティ及びネットワーク対策については、27年3月の企画経営部長通知「社会保障・税番号制度に伴うセキュリティ及びネットワークの対応方針」が示されている。危機管理の一環として、対応方針を十分に踏まえ、全序的な情報セキュリティ対策について、委託事業者を含め、ハード、ソフトの両面から万全を期した対応が行われるよう要望する。

(情報課)

イ 総務部関係

プロポーザル方式による随意契約手続の見直しについて

25年度の行政監査は、「プロポーザル方式による随意契約について」をテーマとして実施した。

現行の「目黒区におけるプロポーザル方式に基づく業者選定に関する事務手続要綱」(以下「事務手続要綱」という。)は、16年6月に策定されたものであるが、策定後10年近くの年数を経過し、実施例も増えてきている中で、業者選定や提案の内容及び価格の評価方法などについて課題が生じていることから、当該行政監査結果の中で、事務手続要綱の見直しを含め、17項目にわたる意見・要望を述べ、改善に向けた検討を求めたところである。

そこで、これまでの契約実績の検証を行い、他区等のガイドラインも参考にして、事務手続要綱の見直し等の検討に取り組まれたい。

(契約課)

ウ 区民生活部関係

(ア) 滞納対策事務の一元化等の取組について

区の債権管理については、26年度の行政監査のテーマとして監査を実施し、指摘事項1件、意見・要望49件にわたる監査結果を取りまとめたところである。

滞納対策事務の一元化組織の所管である滞納対策課においては、26年度において、関係部局と連携・協力し、債権の管理に関する条例の改正をはじめ、債権回収の取組基準及び債権管理・回収事務処理マニュアルの改定、滞納対策事務の一元化組織の整備に向けた取組など、多くの課題に取り組むとともに、特別区民税等の債権回収に努めた。特別区民税の収入未済額についてみると、25年度の19億9,781万円余から26年度では16億7,978万円余となり、現年課税分で1億713万円余の減、滞納繰越分で2億1,090万円余の減、合計3億1,803万円余15.9%の減と大きく縮減した。また、高額滞納者についても、100万円以上1,000万円未満については301人から201人、1,000万円以上については5人から3人に縮減されている。

これらの取組については、滞納対策課をはじめ、債権管理担当職員の努力を高く評価するものである。今後、一元化組織に引き継がれた強制徴収公債権等の徴収困難・高額滞納案件に対する取組を含め、他の債権所管部局と連携・協力しながら、行政監査結果等を踏まえ、適正な債権管理・回収に努め、現年課税分の期限内納付の推進とともに、滞納金額の更なる縮減に取り組まれたい。

(滞納対策課)

(イ) コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付と窓口事務の見直しについて

社会保障・税番号制度に係る対応の一環として、28年1月からの個人番号カードの交付の開始に合わせ、住民サービスの向上を図るため、個人番号カードを利用した住民票の写し等のコンビニエンスストアでの交付が予定されている。

交付対応システムの導入に当たっては、セキュリティの確保及び個人情報保護の徹底を図るとともに、管理運営状況の継続的な検査を実施されたい。

また、コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付に伴い、区の窓口の混雑緩和とともに、事務量の減少により職員配置にも影響が生ずると考えられる。については、個人番号カードの普及状況も考慮しながら、効率的な執行体制の整備に向けて検討されたい。

(戸籍住民課)

エ 産業経済部関係

三田地区店舗施設の使用料等の収入未済対策の促進について

三田地区店舗施設使用料等の滞納については、これまでの定期監査等において繰り返し意見・要望を述べてきたところであるが、現在、滞納金額が5,500万円余と多額に累積している。27年度から、新たに滞納対策事務の一元化組織や委託弁護士体制が整備されたことなどを踏まえ、これらの組織等と連携し、早期に区としての対応方針を決定し、取組を促進されたい。

(産業経済・消費生活課)

オ 文化・スポーツ部関係

(ア) 美術館相互の展覧会等の共同企画等の取組について

目黒区美術館の展覧会事業の開催事業数及び入館者数の実績は、22年度6事業58,723人、23年度6事業40,485人、24年度5事業30,725人、25年度5事業27,624人、26年度5事業48,197人となっている。事務事業見直しの取組の中で、26年度は、目標の3万人の1.6倍の入館者数となり、1日当たりの入館者数でも252人と、前年度の139人をかなり上回る実績となった。このほか、素材と技法に目を向けるワークショップ活動については、目黒区芸術文化振興計画改定懇話会による「『めぐろ芸術文化振興プラン』改定にあたっての意見（中間のまとめ）」（以下「中間のまとめ」という。）において、「鑑賞機会に偏りがちな美術館における新たな試みとして、目黒区美術館の大きな特色であり、現在も毎年高い評価を得ています。」とされている。

27年度には、新潟市美術館と連携・協力し、4月から6月に「新潟市美術館の名品たち—ピカソもクレーもやってきた」展が開催され、また、28年2月から3月には、「気仙沼と、東日本大震災の記憶 リアス・アーク美術館 東日本大震災の記録と津波の災害史」展の開催が予定されているなど、他の美術館との連携・協力による活動が展開されている。

これらは、「中間のまとめ」においても、「今後は、目黒区の芸術文化施設も、目黒区内、区外の芸術文化施設と互いの連携を強化し、補い合い、共に周知していくような企画を検討、実施し、連携協力のつながりを広げていくべきと考えます。」とされているように、「より多彩な『文化縁』の展開」の一環と考えられるものである。

展覧会等については、目黒区美術館の指定管理者である目黒区芸術文化振興財団と連携を図りながら、限られた人材と財源を有効に活用し、他の美術館との共同企画や広報等の相互協力など連携・協力を図り、区民に親しまれ、内容的にも評価される展覧会等が開催されていくよう、支援に努められたい。

(文化・交流課)

(イ) 目黒区観光ビジョンの計画的推進について

目黒区観光ビジョンについては、17年3月に策定されて以降、国内では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催の決定、外国人旅行者の増加など社会状況が変化しており、区内では、目黒川の桜や目黒天空庭園などの観光のため目黒区を訪れる人が多くなっている。そこで、社会状況や区の観光を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、観光ビジョンの改定に向け、目黒区観光振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、26年11月に懇話会から提言が提出されたことを踏まえ、27年3月、現状に即した新たな観光ビジョンとして改定された。

新たな観光ビジョンには、各施策のアクションプログラムや2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムなど、新たな視点での取組が掲げられている。

一方、観光ビジョンが、今後のおおむね10年間の目黒区における観光まちづくりのあり方や基本的方向性を示したものという位置付けもあり、各施策のアクションプログラムの具体的な内容、目標、目標の実現に至る工程など、計画的側面の検討が十分ではないように見受けられる。

既に17年3月の観光ビジョンの策定から10年以上を経過しており、次の見直しに当たっては、ビジョンから具体的な行動計画となるよう検討されたい。

また、改定前の観光ビジョンの施策の評価については、懇話会の提言の付属資料として添付されているが、改定観光ビジョンには添付されていない。観光ビジョンにも掲げられている、P D C Aマネジメントサイクルによる観光振興

の評価としては、重要な資料である。今後は、観光ビジョンと一体的な資料として添付することを検討されたい。

(文化・交流課)

カ 健康福祉部関係

(ア) めぐろシニアいきいきポイント事業について

めぐろシニアいきいきポイント事業は、区内の65歳以上の高齢者に「いきいきサポートー」として登録してもらい、区内6か所の特別養護老人ホームにおいて、介護支援など社会貢献活動を行うことにより、ポイントを取得し、自らの健康増進や生きがいづくり、介護予防を図るとともに、地域や住民同士の支えあいの仕組みづくりの構築を目指し、26年度に試行的に実施された。26年度末のいきいきサポートー登録者数は48名となっている。27年度は、活動場所や活動内容の拡大にも取り組まれている。

本事業は、新たな社会参加等を目的とする事業として期待されるものであり、今後は、サポートーの拡大や活動範囲、ポイントの活用方法の拡大（現行は、区内共通商品券との交換のみ。）など、サポートーの意見も聞きながら検討し、着実に推進していくことを期待する。

(高齢福祉課)

(イ) 生活保護制度の適正な運営について

生活保護受給世帯数及び受給者数については、22年度では2,129世帯、2,541人であったが、26年度には2,460世帯、2,922人に増加した。生活保護費については、22年度では52億円余、25年度では59億円余、26年度では58億円余となり、前年度よりやや縮減している。

こうした中で、生活困窮者等の相談・保護申請に対し、対象者の状況を的確に把握し、社会資源の活用や制度を十分に説明するなど、適切な相談・援助を行うとともに、保護開始時の関係先調査、保護受給中の訪問調査活動や各種調査の実施により、受給要件の的確な把握及び制度の適正な実施に努めたことがうかがわれた。

一方、生活保護費弁償金（返還金・徴収金）及び過年度返還金については増加傾向にあり、より適正な債権管理・回収が必要である。保護開始時及び保護受給中の各種調査の推進を含め、引き続き生活保護制度の適正な運営に努力されたい。

(生活福祉課)

キ 子育て支援部関係

保育所の待機児童対策について

保育所の待機児童対策については、基本計画の重点プログラムの「子ども応援プロジェクト」において、待機児童ゼロを目標に取り組むこととされている。

22年度から26年度までの子ども総合計画では、基本計画の目標を前倒しし、26年度で待機児童を解消することとされた。区では、待機児童の解消を目指し、計画量を上回る保育所整備等に取り組んできたが、保育需要は年々増加しており、待機児童数は、25年度では132人であったが、26年度には待機児童の算定を見直したこともあり247名、27年度には294名と急増している。認可保育所等への入所を希望しながら入所できなかった児童数も27年度には1,022名と増加した。

このため、26年度に改定された子ども総合計画(27~31年度)においては、待機児童の解消を喫緊の課題として引き続き取り組むこととしている。

26年度の取組としては、民間認可保育所の整備、区立保育所の定員拡大、小規模保育所の整備等により334名の定員の拡大が図られたところである。一方、賃貸型認可保育所1園については、地域との調整がつかず、整備を延期せざるを得ない状況が生じている。

今後は、新たに改定された子ども総合計画、実施計画に基づき、民間事業者への整備支援を含め、就労前人口や要保育率の動向も踏まえながら、保育施設の整備等により、待機児童の解消の早期実現を目指して取り組むよう要望する。また、区が整備費等の補助対象とする民間認可保育所の整備に当たっては、整備に際し、標準的な参考手順を示すことや、必要な助言を行うことなど、区としても円滑に整備・運営が行われるよう取り組まれたい。

(保育計画課)

ク 都市整備部関係

(ア) 公園施設の有効活用について

公園倉庫（旧公園事務所）については、昭和35年に建築されたものであるが、施設の老朽化が進行しており、施設の維持管理上も課題が多い状況となっている。26年3月に策定された「区有施設見直し方針」の「用途別施設見直しの方策（23）公園事務所・公園施設」においては、「必要性を抜本的に再検討して、必要性の乏しい施設の多機能化・集約化や複合化による施設の統廃合を検討する。」とされているところである。

そこで、施設の老朽化が進行していることや、一例として、国家戦略特別区域法の一部改正により、保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可するものとするとされたことなど、状況が変化していることも考慮し、関係部局とも連携を図りながら、本用地の有効活用に向けて検討

されたい。

(みどりと公園課、ほか関係部局)

(イ) 区営住宅及び区民住宅の使用料等の収入未済対策について

区営住宅及び区民住宅の使用料等については、これまでの定期監査や26年度の行政監査（「区の債権管理について」）においても、収入未済額が増加していることから、その縮減について意見・要望を述べてきたところである。100万円を超える高額滞納者が依然として解消されていないことなどの問題も含め、指定管理者と連携を密にし、使用料等の収入未済額の縮減に努力されたい。

また、区民住宅の空き家率が26.3%と高くなっています、歳入確保上も問題であり、24年度から随時募集を行っているので、空き家状況と入居者募集について随時ホームページ等で周知するなど、入居者の確保に努められたい

(住宅課)

ケ 環境清掃部関係

(ア) ごみ減量及び資源リサイクルの推進について

目黒区一般廃棄物処理基本計画（19～28年度）において、計画目標として、28年度のごみ減量目標については、17年度比で35%削減、再生利用目標（リサイクル）については、リサイクル率を40%に引き上げることとしている。

計画目標の達成に向け掲げられた5項目の重点施策のうち、廃プラスチックのリサイクル促進など3項目については目標を達成している状況である。

一方、ごみ量では、17年度の64,866tに対し、26年度では54,020t（前年度比1.7%減）となり、17年度比16.7%減、また、リサイクル率では23区で上位を占めているものの、17年度の23.0%に対し、25年度では27.6%となっている。ごみ量は22年度以降横ばいの状況であり、リサイクル率も21年度の28.4%をピークに22年度以降は横ばい状況が続いている、いずれも目標の達成は厳しい状況となっている。

区では、こうした状況を踏まえ、目黒区廃棄物減量等推進審議会に「目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定について」諮問し、27年6月に答申を得たところであり、答申等を踏まえ、27年度中に計画を改定し、新たな方針と施策を定め、ごみ減量と資源のリサイクルの更なる向上を目指すこととしている。

ごみ減量と資源リサイクルの向上に向けては、ごみの分別による適正排出の周知・徹底をはじめ、可燃ごみの約4割を占める生ごみの水切りの徹底を含む減量の促進、増加傾向にある粗大ごみへの対応、事業系ごみ及び資源化への対応など、様々な課題への更なる取組が求められている。

一方、清掃・リサイクルに要する経費については、21年度の46億円余、

区民1人当たり年間1万7千円余から25年度には39億円余、区民1人当たり年間1万4千円余と減少傾向にあるとはいえるが、多くの経費を要している。

これらの状況を踏まえ、エコライフめぐろ推進協会や関係団体・区民・事業者等と連携・協力しながら、ごみの減量及び資源のリサイクルの一層の推進に努められたい。

(清掃リサイクル課)

(イ) 事業系有料ごみ処理券(有料シール)の添付の徹底等について

事業系ごみについては、27年3月作成の「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書」における事業者アンケート調査（回収事業者数475）において、ごみの処理状況として、区のごみ集積所に排出している事業者は、65.1%であり、また集積所に排出された事業系ごみのうち、事業系有料ごみ処理券を利用している事業者は、ごみが68.6%、資源が42.7%にとどまっている。目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例第10条第2項の規定に基づき、事業者は、事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、自己処理が原則となっている。また、第34条第2項の規定では、家庭ごみの処理に支障がないと認められたときに、事業系ごみを区の集積所に排出することができるものであり、あくまでも例外的措置とされているものである。さらに、第37条の規定に基づき、集積所に排出する場合には、有料ごみ処理券を添付しなければならないとされている。

26年度の事業系ごみの廃棄物処理手数料収入は1億1千万円余となっているが、事業系有料ごみ処理券が添付されていないもののがかなりあると考えられるることは、ごみの不適正な排出とともに歳入確保上も問題である。

こうした状況を踏まえ、事業系ごみの廃棄物処理業者への委託など自己処理を促進するとともに、区の集積所に排出する場合には、不適正な排出の防止と収入の確保を図るために、制度の趣旨の周知徹底、事業者や商店街への巡回指導など工夫しながら、事業系有料ごみ処理券の添付の徹底等に取り組まれたい。

(清掃リサイクル課)

コ 会計管理室関係

徴収事務・収納事務の私人への委託について

徴収事務・収納事務の私人への委託については、当該事務処理に当たり、第2、1（2）ア及び（7）において不適切な事務処理があったことを指摘したところである。また、26年度財政援助団体等監査結果7（1）スにおいても指摘している。当該事務の私人への委託については、対象経費の追加について、12年1月に収入役から通知し、目黒区会計事務規則を改正して、現在、事務処理を行つ

ている。

しかしながら、上記の指摘事項が発生している原因としては、当該通知の記載に分かりにくい面があることが原因の一つであると思料されること、また、16年の地方自治法施行令の一部改正により、私人に、徴収又は収納の事務を委託することができる歳入と、支出の事務を委託することができる経費の範囲が拡大されていることから、当該通知を見直す必要があり、今後、適正な事務処理が行えるよう対応されたい。

(会計課)

サ 教育委員会事務局関係

(ア) 学校施設の有効活用について

上目黒小学校については、近年、児童数が減少傾向にあり、27年度では児童数が140名、通常の学級数が6学級の状況となっている。一方、本区の保育所待機児童数が増加しており、認可保育所整備等の待機児童対策は、緊急かつ最重要課題となっている。

こうした中で、上目黒小学校特別教室等の移設による認可保育所の設置について、立地、スペース、道路付けなどから整備・運営が可能であることや、保育所の整備及び学校の教育環境の改善により、上目黒小学校の魅力づくりにつながることができるとの判断から、定員70名程度の認可保育所を整備していくこととされた。こうした学校施設の見直しは、26年3月に策定された「目黒区区有施設見直し方針」の「用途別施設見直しの方策」の方向性にも合致しているものと考えられる。

今回の取組は、学校施設の状況の変化による課題と緊急・重要課題とを結び付けた組織横断的な取組として評価できるものである。

今後とも、施設整備に当たっては、既存施設との複合化等の観点から、積極的な活用に取り組まれたい。

(学校施設計画課)

(イ) Eキャンプ事業の効果的な実施について

Eキャンプは、英語教育のより一層の推進による中学校の魅力づくりを進めるとともに、統合新校の大鳥中学校の開校に向けた魅力づくりに資するため、英語によるコミュニケーション合宿として、26年度から実施されたものである。26年度は、7月に目黒区立八ヶ岳林間学園で実施され、第三・第四中学校の第1・2学年生徒30名が参加した。英語による会話力の向上や、両中学校生徒の学年を超えた交流など成果が得られたものと考えられる。27年度は、参加人数を拡大し、同校の夏季休業中の宿泊事業として、7月下旬に52名の参加により実施された。

E キャンプについては、成果を検証しながら、大鳥中学校の更なる魅力づくりにつながるよう、また、他校への波及効果も視野に入れ、実施方法等についても検討されたい。

(教育指導課)

シ 選挙管理委員会事務局関係

選挙啓発活動の充実と投票率の向上について

26年12月執行の衆議院議員選挙については、極めて短期間での選挙事務処理が必要となったが、選挙準備、投開票事務等を円滑に行い、適正に執行された。また、27年4月執行の区議会議員選挙の準備にも円滑に取り組まれた。

区民の政治・選挙への関心を高めるための啓発の実施については、学校と連携し、子どもたちの主権者意識の醸成のため、中学校生徒会選挙への支援の拡大やミニ出前講座、公民授業の模擬投票への支援、明るい選挙啓発ポスターコンクールなどが取り組まれた。また、若年層に対する啓発としては、新たに成人の日のつどいにおいて模擬投票等による啓発などが取り組まれた。さらに、明るい選挙推進委員による啓発活動が行われた。

今後、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、来年の参議院議員選挙から適用されることになることも踏まえ、若年層に対する啓発の強化に取り組むとともに、ポスターコンクールの実施に合わせ、選挙標語を募集するなど、啓発活動を一層充実するとともに、投票率の向上に取り組まれたい。

(選挙管理委員会事務局)

(3) 推奨事項

会計管理室関係

積立基金の効果的な管理・運用について

積立基金の管理・運用については、目黒区公金管理・運用方針に基づき、安全性・流動性・効率性を基本的な視点として、大口定期預金、譲渡性預金、債券により運用されている。26年度は、新たに7件の国債・地方債を購入するなど、効果的な運用に努めた結果、26年度の運用益は、3,612万円余となり、25年度の運用益1,824万円余の約2倍の収益が確保された。

会計管理室においては、公金の適正な管理・運用を行うとともに、積立基金の効果的な管理・運用に努め、成果を挙げているものと評価するものである。

(会計課)

3 まとめ

26年度の行財政運営基本方針においては、行財政運営の基本姿勢として、①暮らしの安全と安心を確保する区政の推進、② 地域の力を生かしまちの魅力を高める

区政の推進、③ 社会経済状況の変化に耐えうる行財政基盤の確立に向けた区政の推進の3点を掲げるとともに、26年度において緊急かつ積極的に取り組むべき事項として、① 災害に強い安全・安心の地域づくりの取組、② 子育て支援と教育を充実し、暮らしや健康を支える取組、③ 環境を守りはぐくむ地域づくりの推進の3点を重要課題として取り組んでいくこととされた。

これらを踏まえ編成された26年度当初予算は、「区民の暮らしを支え、実りある未来につなげる予算」と位置付け、三つの重要課題への積極的対応を図ることを中心に編成され、取り組まれた。

また、26年度は、23年4月に策定された「財政健全化に向けたアクションプログラム」の最終年度に当たることから、緊急財政対策にかかる事務事業見直しの対象事業等1,005事業について、全庁的に検証・評価が行われ、「緊急財政対策にかかる事務事業見直しの検証結果」として取りまとめられた。

これらを踏まえ、実施計画及び財政計画の改定を1年前倒しし、行革計画とともに、三つの計画の改定が行われた。また、基本計画の補助計画である観光ビジョン、保健医療福祉計画、障害者計画、介護保険事業計画、子ども総合計画、生涯学習実施推進計画など多くの計画等の改定が行われた。

このほかの主な重要施策として、区民の安全・安心、保健医療福祉、子育て支援、教育、まちづくり、環境などに関する取組が行われ、主な具体的事業としては、建物の不燃化・耐震化等災害に強い街づくりの推進、介護サービス等の基盤整備、待機児童対策、大鳥中学校の開校に向けての取組、めぐろスマートライフの確立・発信、社会保障と税番号制度への対応、基幹系システム等の整備、滞納対策の一元化等適正な債権管理・回収などの取組が行われた。各部定期監査においては、各部局において、これらに対する真摯な取組姿勢や評価すべき取組が見受けられた。

これらの多くは、27年度以降においても、引き続き推進していくかなければならない重要な課題である。

一方、今回の各部定期監査結果においては、指摘事項22件、意見・要望事項25件、推奨事項1件となっている。上記の指摘事項等を除き、おおむね適正に執行されていることが認められたが、該当所管だけでなく、今回の指摘事項及び意見・要望事項を真摯に受け止め、指摘事項の是正・改善とともに意見・要望事項の改善の検討に早期に取り組まれたい。

最後に、管理監督者はもとより、職員一人ひとりが、区民の信頼に応えられるよう、重要課題等の達成に努めるとともに、事務管理をはじめ、様々なるリスク管理についても十分に検証を行い、最善の努力を傾注されるよう望むものである。

以 上